

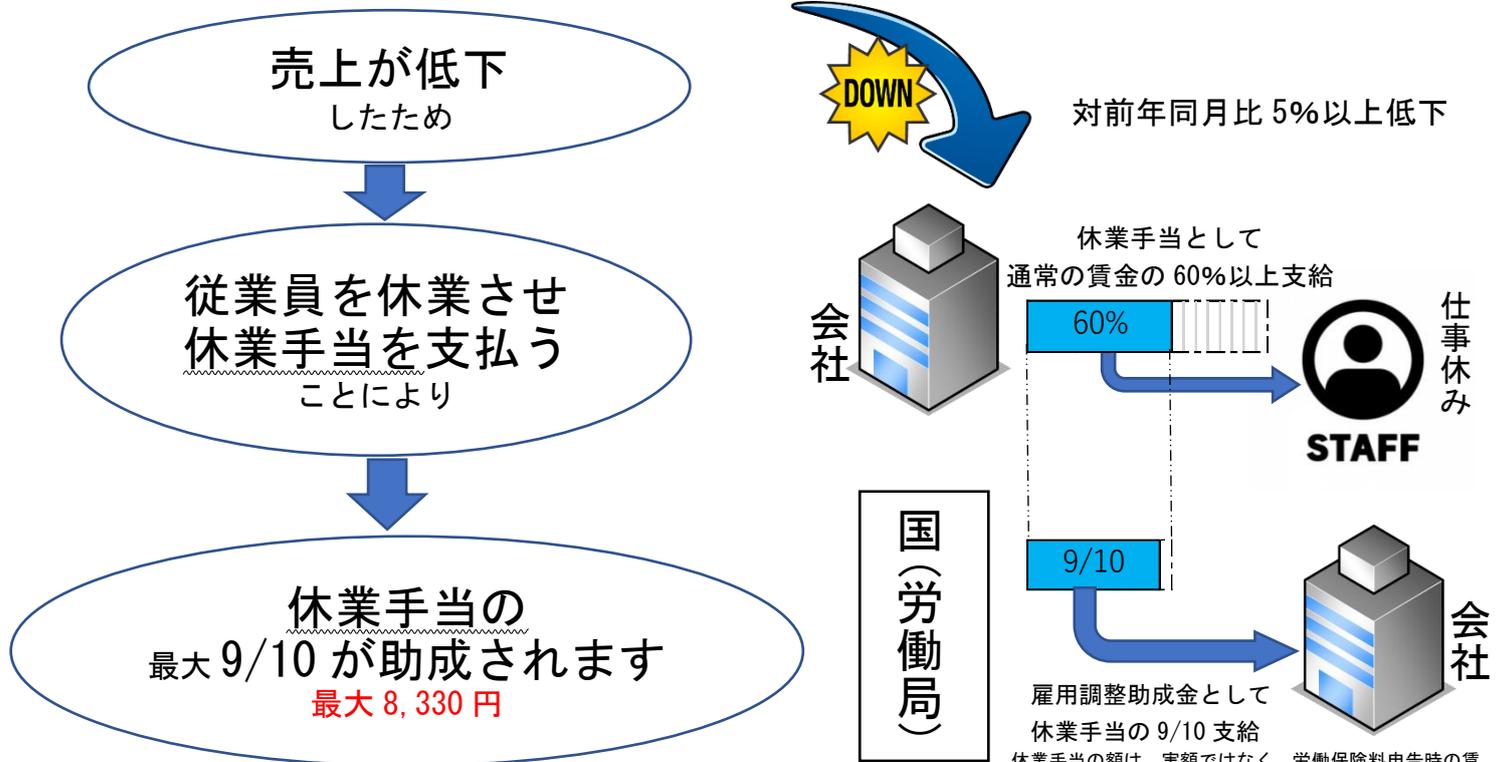
※内容は変更となる場合があります。
2020.4.13現在の情報です。

助成金は
返済不要

雇用調整助成金の のススメ

2020年4月1日～6月30日の期間(緊急対応期間)新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象とした特例措置の拡大により雇用調整助成金が申請しやすくなっています
不透明な今後の経済情勢に備えて、該当事業所は是非申請を！

■緊急対応期間中の制度概要



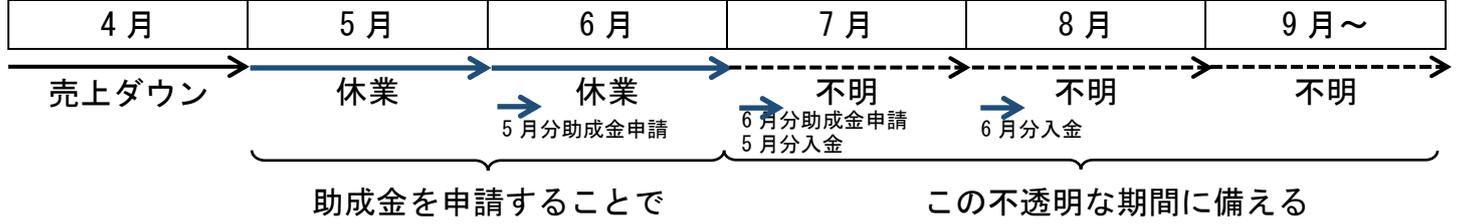
■助成金の導入メリット

融資ではないので**返済不要**なだけでなく、補助金と違って支給要件を満たせば受給可能

■緊急対応期間中の期間限定メリット

支給率が高い・・・通常は休業手当の2/3→期間中は9/10
条件が緩和されている・・・通常は3ヶ月平均10%低下→期間中は1ヶ月5%低下
支給制限が緩和されている・・・支給限度日数に加算されない。従業員増加でも申請可能等。

■申請スケジュールイメージ



詳しくはチラシをご覧ください、ご不明な点は、お気軽にお問い合わせ下さい。
備前商工会議所 地域振興部 0869-64-2885

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大

雇用調整助成金 経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度

特例以外の場合の雇用調整助成金	新型コロナウイルス感染症特例措置
	緊急対応期間 (4月1日から6月30日まで) 感染拡大防止のため、この期間中は、 全国 で以下の特例措置を実施
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主 (全業種)
生産指標要件 3か月10%以上低下	生産指標要件を緩和 (1か月5%以上低下)
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の 休業も助成金の対象に含める
助成率 2/3 (中小)、1/2 (大企業)	4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合は9/10 (中小)、3/4 (大企業))
計画届は事前提出	計画届の事後提出を認める (1月24日～6月30日まで)
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間を撤廃
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件を撤廃
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左 + 上記対象期間
短時間一斉休業のみ 休業規模要件 1/20(中小)、1/15(大企業)	短時間休業の要件を緩和 併せて、休業規模要件を緩和 (1/40(中小)、1/30(大企業))
残業相殺	残業相殺を停止
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率2/3(中小)、1/2(大企業) 加算額1,200円	4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合9/10 (中小)、3/4 (大企業)) 加算額 2,400円(中小)、1,800円 (大企業)

岡山労働局 雇用調整助成金 問い合わせ先一覧

問い合わせ先	電話番号
岡山労働局職業対策課	086-801-5107
岡山労働局職業対策課助成金事務室	086-801-5118
ハローワーク岡山	086-241-3730
ハローワーク津山	0868-35-2675
ハローワーク美作	0868-72-1351
ハローワーク倉敷中央	086-424-3333 部門コード[32#]
ハローワーク総社	0866-92-6001
ハローワーク児島	086-473-2411
ハローワーク玉野	0863-31-1555
ハローワーク和気	0869-93-1191
ハローワーク備前	0869-64-2340
ハローワーク高梁	0866-22-2291
ハローワーク新見	0867-72-3151
ハローワーク笠岡	0865-62-2147
ハローワーク西大寺	086-942-3212